

令和2年11月30日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年11月30日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

- 議案第 57 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 58 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 59 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 非農地証明申請について
- 議案第 61 号 農用地利用配分計画（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀 | 14 番 新田 隆次 | 15 番 灰原 松二 | 16 番 棕開地 省二 |
| 17 番 本末 満 | 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | |

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 庭月野主査 小池主任

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 立花委員、10番 亀山委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「農用地利用配分計画（案）」を送付しています。また、本日配布した資料は、「JA呉だより第74号」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広石内3丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,276㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、賃貸人は、賃借人の要望により貸し付けるもので、賃借人は、新規就農するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。賃借人は、会社を経営しており、社員と一緒に野菜を作付けするというので、新規就農者として明るい案件だと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町波多見4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計165㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、県外に居住しており耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は、経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、東広島市において54アール耕作していますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番水場です。譲受人は、気候が温暖な音戸町の申請地を購入し、多様な野菜の苗の植え付けにチャレンジしたいとのこと。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：譲受人は、自分で運転して畑に行くのですか。

事務局：そういうふうに聞いています。

議長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字片平山〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計7,798㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、子である譲受人に、農業経営を引き継ぐものです。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、申請地のみで約77アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番水場です。譲受人は、母親が高齢なため、農業経営を受け継ぐもので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：譲受人は、現在、農業に従事していますか。

事務局：しています。

議長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町向字刈浜〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,820㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、36アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。譲受人は、95歳ですが、家族が手伝って耕作するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字黒禿〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は282㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、48アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。これからレモンを栽培するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町久比字新田〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は畑、面積は合計で1,712㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で労力不足により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、28アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。譲受人は、豊町の数少ない後継者の一人で、これから園地を増やしていくということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第58号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」と、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番は関連する事案ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の案件について説明します。令和2年11月17日付けで、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されましたので、審議を求めるものです。これは、令和2年3月の農業委員会総会において審議され、令和2年3月27日付け農委指令第105号で許可した案件ですが、同時期の令和2年3月19日付けで、許可地が土砂災害特別警戒区域に指定されたため、住宅建設に係る防災工事費が大幅に増加することから、計画を中止せざるをえなくなり、双方協議の上、許可の取消願が提出されたものです。

続きまして、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請についての1番は、議案第58号の取消願の申請地の代替地として、申請が提出されたものです。1番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は415㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。譲受人は、取消願の申請人の父親で、この土地に娘の建物を建てる予定です。規模等については、住宅1棟、庭敷及び駐車場4区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。川尻町は農振農用地区

域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。取消願については、土砂災害特別警戒区域に対応するための基礎工事に追加の費用が800万かかるため、やむを得ないと思います。新たな転用計画についても、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、議案第58号について許可を取り消すとともに、議案第59号の1番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、議案第58号は許可を取り消し、議案第59号の1番は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、吉浦町字五斗木〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は622㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫、資材置場、車両置場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、倉庫3棟、鉄パイプ・塩ビパイプ50本、コンクリートブロック30個及び重機3台を置く計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫、資材置場、車両置場として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：14番 新田です。申請地は、すでに転用されている状態ですが、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、郷原町字松原〇〇〇〇番、地目は田、面積は866㎡の農用区域内農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、地上権を設定するもので

す。規模等は、太陽光パネル252枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用区域については、指定の除外を8月の第9回農業委員会総会で協議いただいております。農振農用区域の除外の公告に合わせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、日当たりがよく、隣接地にも太陽光パネルが設置されており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農振農用区域の除外の公告に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、除外の公告に合わせ許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町西4丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は257㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、住宅1棟及び庭敷を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。川尻町は農振農用区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。親子間の贈与で、住宅を建てるということで、やむを得ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番，6番は，譲受人及び転用内容が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は，安浦町大字原畑字向垣内〇〇〇番，地目は畑，面積は826㎡です。
6番の申請地は，安浦町大字原畑字向垣内〇〇〇番，地目は畑，面積は270㎡で，申請地は全て農振農用地区域内の農地です。転用の目的は，太陽光発電設備用地として利用するため，所有権を移転するものです。規模等は，太陽光パネル288枚，発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については，電気事業者による改正再エネ特措法に基づく，再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みです。また，中国電力との電力受給契約についても，経済産業省の認定書の写しの提出，確認受理をもって電力受給契約が成立済みです。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また，農振農用地区域の指定除外については，8月の農業委員会総会にて協議済みで，令和2年12月初旬以降に公告される見込みで，公告日に合わせて，同日許可する予定です。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は，耕作されなくなって相当経っていると思われませんが，排水計画もきちんとしており，やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，5番と6番は，農振農用地区域の除外の公告に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，5番と6番は，除外の公告に合わせ許可すると決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は，安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番，地目は田，面積は1,251㎡の第2種農地です。転用の目的は，太陽光発電設備用地として利用するため，所有権を移転するものです。規模等については，太陽光パネル236枚，発電容量49.5kwを整備する計画です。関係法令については，電気事業者による改正再エネ特措法に基づく，再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請済で，中国電力との電力受給契約についても，経済産業省の変更認定書の写しの提出，確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり，

農振農用区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。6番と同様に、申請地は、耕作されなくなって相当経っていると思われませんが、排水計画もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本末委員：3件とも49.5キロワットですが、何か理由があるのですか。

事務局 長：50キロワットがリミットです。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、安浦町内海南2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,194㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、駐車場16区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。農振農用区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、工場の従業員の駐車場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、豊町久比字沖田〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で96㎡の第2種農地です。転用の目的は、農業用倉庫及び資材置場として利用するため、

所有権を移転するものです。規模等は、隣接地を併用し、倉庫1棟及び堆肥等を置く計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に農業用倉庫及び資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。譲渡人が、倉庫として利用していたところを譲り受けるということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第60号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、吉浦町字五斗木〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、現況は山林、面積は合計で1,016㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和48年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：14番 新田です。申請地は、山林の状態でやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字東岡条〇〇〇〇番、地目は田、現況は宅地、面積は218㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和48年5月30日住宅を建築したた

めかい廃したとして、建物登記の全部事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、かなりの年数が経った住宅が建っており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、音戸町藤脇2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は174㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和20年頃に居宅を新築し住宅用地として使用しているとして、建物登記の全部事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、昭和20年頃から住宅が建っており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、倉橋町字田野尻〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は768㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃耕作放棄によりかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

(呉市農林水産課職員入室)

議 長：議案第61号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、資料1農用地利用配分計画についてご説明いたします。この議案については、平成26年度から始まりました農地中間管理事業に関連するものであるため、初めに事業内容と取組状況について説明させていただきます。事業内容については、農地中間管理事業は、耕作をすることが難しく農地を貸したい出し手と、規模拡大または効率化を図りたい受け手の情報を公的機関がとりまとめることにより、面的にまとまった形で貸し借りが行われるよう仲介する、農地の貸し借りの仕組みとなります。次に取組状況については、広島県では、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構の指定を受け、中間管理事業に関する業務を行っております。この度、議案として提出しております農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農用地利用配分計画を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。今後、農業委員会からの意見聴取を受けまして、農地中間管理機構と農地の受け手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上、県知事に許可を受けることになっております。それでは、内容についてご説明させていただきます。資料1農用地利用配分計画の2枚目でございます、各筆明細の表をご覧ください。すでに農用地利用集積計画において、所有者から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ利用権の設定を受けている農用地5筆、9,335.84㎡について借り受け希望がありまして、それぞれ利用権の設定を受けて農地を借りる方となります。また、2枚目の裏面には、設定する利用権について、貸す方と借りる方との間で交わされる、具体的な契約内容や取り決め事項が記載しております。なお、この度の農用地利用配分計画につきましては、本日の総会でいただいたご意見を農地中間管理機構へ報告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。
議 場：なし。
議 長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。
議 場：異議なし。
議 長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退室)

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局：議案書の11ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、11ページ農地法第4条の規定による届出が2件、12ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計5件ございましたので、ご報告いたします。つづいて13ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、この1か月間に「農地法第18条第6項の規定による通知に関する専決処理規程」により受理した合意解約が1件ございましたので、ご報告いたします。

事 務 局：その他に入ります。
例年12月の総会後に、農業委員・農地利用最適化推進委員の合同情報交換会及び忘年会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今年の開催の是非について、ご協議したいと思えます。まず、私の考えをお伝えします。私としましては、年に1度の推進委員との合同会議及び忘年会であり、可能な限り開催したいと思っております。全国的には、第3波の感染拡大になっておりますが、呉市の現状では、感染者が拡大している状況ではありません。12月までの推移を見て、直前で中止することになるかもしれませんが、開催することとして、案内状を送付できればと考えております委員の皆様のご意見を願います。

横 段 委 員：忘年会は、マスクを外すことになるので、慎重に検討したほうがいいと思えます。

大 道 委 員：呉市の中でも大規模な会合はしないようにとのなので、忘年会は、やめたほうがいいと思えます。

本 末 委 員：冬になり、コロナが増えてきていますので、忘年会は、やめたほうがいいと思えます。

高 本 委 員：他の団体が、忘年会を開催するのか中止にするのか、そういった情報がありますか。

事 務 局 長：基本的には、中止のほうが多いと思えますが、全部中止ということではないと聞いてい

ます。

議 長：皆様のお考えは、自肅のご意見が多いようですので、来月の忘年会は、取りやめにしたいと思います。よろしいでしょうか。

議 場：異議なし。

議 長：合同情報交換会については、開催したいと思います。よろしいでしょうか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、そのようにします。事務局から何かありますか。

事 務 局：合同意見交換会のテーマについて、今回は、有害鳥獣のテーマで皆さんにご意見をいただきましたので、呉市の農業のもう一つの課題である担い手対策をテーマにして、呉市から施策の現状を説明した後、農業委員、推進委員の皆さんの意見をいただきたいと思えます。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第13回総会は、12月25日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和2年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時50分)